

防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和5年12月13日制定

令和7年3月6日改正

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人として法第23条第1項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人指定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
 - (8) 法第24条に規定する業務に関する計画書
 - (9) 防府市税の滞納がないことを証する書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (指定の基準)

第3条 市長は、法第23条第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

- (2) 申請者が、法第25条第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が、防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属する者でないこと。
- (4) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、法第7条第1項に基づく空家等対策計画に適合するもので、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条に規定する業務として適切であり、かつ、特定の法人若しくは団体又は個人の利益を誘導するものでないこと。
- (6) 申請者が、法第24条に規定する業務を適正かつ確実に実施するに足る専門性又は空家等の管理若しくは活用等に関する活動実績を有すること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置を講じていること。
- (8) 申請者が、業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- (9) 申請者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市内に事業所又は営業所を有する者
 - イ 山口県内に事業所又は営業所を有する者で、本市内において業務を適正かつ確実に実施できる者
 - ウ ア又はイに該当する者と連携して業務を実施する者で、本市内における空家等の管理又は活用等に関する活動実績を有する者
- (10) 申請者が、防府市税を滞納していないこと。

2 市長は、前項の審査において、申請者が本市の支援法人として指定を受けた期間を有する場合は、前回の指定の期間における活動実績を参考とする。

(指定)

第4条 市長は、申請の内容が前条各号のいずれにも該当すると認めるときは、申請者を支援法人として指定し、空家等管理活用支援法人指定通知書（第2

号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の指定の期限は、指定の日において有効な法第7条第1項に基づく空家等対策計画の期間の末日までとする。
- 3 市長は、支援法人として指定する場合において、必要により条件を付することができる。
- 4 市長は、前条の規定により審査を行い、申請者を支援法人として指定しないこととするときは、空家等管理活用支援法人不指定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(第4号様式)により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第6条 市長は、法第25条第1項の規定により、支援法人による業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 支援法人(指定の期間を満了した者を含む。以下この条において同じ。)は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度の翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。ただし、指定の期間の満了後に再度の指定を受けようとする場合において、当該事業年度の翌年度の4月末日までに法第23条第1項の規定による申請を行うときは、当該申請の日までに提出するものとする。
- 3 市長は、前項の事業報告書の提出があった場合は、当該支援法人が実施した業務の活動実績を公表するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止)

第8条 支援法人は、その業務を廃止するときは、業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の日を公示するものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときは、法第25条第3項の規定により指定を取り消すことができる。

2 市長は、法第25条第3項の規定により指定を取り消す場合は、指定取消通知書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（公示）

第10条 法第23条第2項、第4項若しくは法第25条第4項又は第8条第2項による公示は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

(第1号様式) 第2条関係

年 月 日

(宛先) 防府市長

法人の住所
法人の名称
又は商号
代表者氏名
事務所等の
所在地

空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項（平成26年法律第127号）の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第1項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

(関係書類)

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条に規定する業務に関する計画書
- 9 防府市税の滞納がないことを証する書類
- 10 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(誓約事項)

以下のことを誓約し、申請します。

- 当法人は、防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属する法人ではありません。

(第2号様式) 第4条関係

第 号
年 月 日

様

防府市長



空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定については、審査の結果、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人として指定することとしましたので、防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

1 法人の名称又は商号	
2 法人の住所	
3 事務所又は営業所の所在地	
4 業務内容	
5 指定の期間	
6 指定の条件	
7 備考	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対す

る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(第3号様式) 第4条関係

第 号
年 月 日

様

防府市長



空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定については、審査の結果、下記の理由により指定しないこととしましたので、防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第4項の規定により通知します。

記

1 不指定とした理由	
------------	--

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(第4号様式) 第5条関係

年 月 日

(宛先) 防府市長

法人の名称
又は商号
代表者氏名

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更予定年月日	年 月 日
2 変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地
3 変更の内容	変更前
	変更後
4 変更の理由	

(第5号様式) 第5条関係

年 月 日

(宛先) 防府市長

法人の名称
又は商号
代表者氏名

業務変更届出書

防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更予定年月日	年 月 日	
2 変更の内容	変更前	
	変更後	
3 変更の理由		

(第6号様式) 第8条関係

年 月 日

(宛先) 防府市長

法人の名称
又は商号
代表者氏名

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 廃止年月日	年 月 日
2 廃止の理由	

(第7号様式) 第9条関係

第 号
年 月 日

様

防府市長



指定取消通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第25条第3項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。防府市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 指定年月日	年 月 日 (第 号)
2 指定取消年月日	年 月 日
3 指定取消の理由	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。